

令和4年6月3日

学生、教職員及び関係者の皆様

国立大学法人福岡教育大学
学長 飯田 慎司

新型コロナウイルス感染症に係る「福岡コロナ警報」
の解除に基づく本学の対応の基本方針について

福岡県が独自に発動していました「福岡コロナ警報」は、6月1日をもって解除されました。一方で、「福岡コロナ警報」の解除後も、感染拡大防止の徹底と社会経済活動の活性化の両立に向け、引き続き、感染防止対策の徹底が要請されているところです。

本学は、こうした福岡県の要請を受けて、下記のとおり、本学の対応の基本方針を継続します。

記

《本学の対応の基本方針について》

(1) 学生（大学院生等を含む。）

① 授業について

- ・令和4年度の授業は、「【教職員向け】新型コロナウイルス感染拡大防止と面接授業実施に係るガイドライン」に基づいた感染予防対策がとれる授業は、対面の形式で授業を実施することを原則としています。
- ・引き続き感染防止策を徹底してください。
- ※今後の感染拡大の状況により授業形態が変更となる場合があります。

② 学内への入構について

- ・学内へ入構する際は、マスクを着用し、その他手洗い・三密を避けるなど感染対策を徹底してください。
- ・各自、毎日検温を実施し、発熱やその他症状がある場合には、入構しないこと。
- ・各部署（キャリア支援センター、図書館等）の利用等に関しては、関係部署の指示に従ってください。
- ※なお、マスクの着用に当たっては、厚生労働省、福岡県の方針等を参考に、熱中症予防の観点から、場面によって、各自にてマスクの着脱を判断してください。

③ 課外活動について

- ・活動についての実施方法（活動制限・自粛等）については、別途発出される学生生活に係る各通知によるものとします。

(2) 教職員の勤務態勢について

① 大学教員

- ・引き続き、対面授業、実験及び実技科目の対応状況に応じて柔軟な勤務体制を取れることとします。ただし、感染の再拡大を防止するため、在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。

② 附属学校園に勤務する教職員（非常勤職員を含む。）

- ・原則、通常勤務体制とします。ただし、感染の再拡大を防止するため、在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。

③ 事務職員（非常勤職員を含む。）

- ・原則、通常勤務体制とします。ただし、感染の再拡大を防止するため、在宅勤務の活用、時差出勤（公共交通機関利用者に限る。）及び自転車通勤など、人との接触を低減する取組みを推進してください。

※実施内容等は、今後の福岡県の感染状況や学内・大学周辺の感染状況を踏まえ、変更することがあります。